

B

令和 6年 2月16日提出
第 1 回市議会定例会

議案の参考資料

浜 松 市

- 第 1 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 2 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 3 号議案 令和 5 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号議案 令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 号議案 令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号議案 令和 5 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号議案 令和 5 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号議案 令和 5 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 号議案 令和 5 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 号議案 令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 号議案 令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 12 号議案 令和 5 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 号議案 令和 5 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 号議案 令和 5 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 号議案 令和 5 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 2 号議案から第 15 号議案までの補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 16 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について

この条例は、戸籍法の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるほか所要の整備を行うものであります。

- 第 17 号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について

この条例は、市営住宅の入居資格に係る連帯保証人の規定を削るとともに、芋堀団地を廃止するほか所要の整備を行うものであります。

- 第 18 号議案 浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の廃止について

この条例は、浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止するものであります。

第 19 号議案 浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について

この条例は、浜松市ふるさと北遠振興基金を廃止するものであります。

第 20 号議案 浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金に関する条例の廃止について

この条例は、浜松市旧春野地域自治区水窪ダム取水工事補償基金を廃止するものであります。

第 21 号議案 有料道路「浜名湖新橋」の料金に関する規定の変更について

静岡県道路公社が、浜名湖新橋の料金に関する規定を変更することに対し、道路整備特別措置法第 16 条第 1 項の規定により同意することについて、同条第 2 項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 道路整備特別措置法抄

第 10 条 (略)

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 料金

3 (略)

4 地方道路公社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第 11 条 地方道路公社は、前条第 1 項の許可（同条第 4 項の許可を含む。以下同じ。）を受けた二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

第 16 条 地方道路公社は、第 10 条第 1 項の許可、第 11 条第 1 項の許可（同条第 5 項の許可を含む。以下同じ。）、第 12 条第 1 項の許可、第 13 条第 1 項の認可又は前条第 1 項の許可（同条第 4 項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第 12 条第 2 項第 2 号の工事实施計画又は第 13 条第 2 項第 2 号の料金若しくは同項第 3 号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 22 号議案 浜松市斎場再整備事業に関する契約締結について

浜松市斎場再整備事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抄第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抄

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

第 23 号議案 第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBi0) 運営維持管理事業に関する契約締結について

第 2 期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 (ToBi0) 運営維持管理事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、提案するものであります。

第 24 号議案 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約の一部変更について

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業に関する契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、提案するものであります。

第 25 号議案 工事請負契約の一部変更について
（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抄

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の
規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円
以上の工事又は製造の請負とする。

第 26 号議案 第三都田地区工場用地7区画の地盤不良に関する和解について

第三都田地区工場用地7区画の地盤不良に関して、地方自治法第96
条第1項第12号の規定に基づき、和解について提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければ
ならない。

(1)～(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申
立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行
政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定す
る裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第
199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同
法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含
む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規
定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105
条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方
公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普
通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を
被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関
すること。

第 27 号議案 ～ 第 31 号議案 指定管理者の指定について

第27号議案から第31号議案までは、地方自治法第244条の2第3
項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、同条
第6項の規定に基づき提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第244条の2 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するた
め必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その
他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及
び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設
の管理を行わせることができる。

4～5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あ
らかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 32 号議案 市道路線認定について

小豆餅70号線ほか5路線を市道路線に認定しようとするものであります。

第 33 号議案 市道路線変更について

江之島42号線ほか1路線の市道路線を変更しようとするものであります。

※ 道路法抄

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

報 第 1 号 専決処分の承認について

(令和5年度浜松市一般会計補正予算(第9号))

令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い、今後の珠洲市対口支援などの被災地支援に要する経費をはじめ、今後必要となる対応に迅速に取り組むため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

※ 地方自治法抄

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次

の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

報 第 2 号 専決処分の報告

道路瑕疵4件（専第40号、専第41号、専第42号、専第2号）、人身事故1件（専第43号）、人身・物損事故1件（専第3号）、交通事故2件（専第44号、専第4号）、物損事故3件（専第45号、専第46号、専第5号）、損害賠償請求事件2件（専第47号、専第48号）にかかる和解及び損害賠償の額並びに建物明渡し等請求事件1件（専第49号）にかかる訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関すること。

2 （略）

3 市営住宅の家賃等の支払い及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

監報第 1 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 2 号 例月出納検査の結果に関する報告について

第 34 号議案 令和6年度浜松市一般会計予算

第 35 号議案 令和6年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算

第 36 号議案 令和6年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

第 37 号議案 令和6年度浜松市介護保険事業特別会計予算

第 38 号議案 令和6年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 39 号議案 令和6年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算

- 第 40 号議案 令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算
- 第 41 号議案 令和 6 年度浜松市育英事業特別会計予算
- 第 42 号議案 令和 6 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算
- 第 43 号議案 令和 6 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算
- 第 44 号議案 令和 6 年度浜松市駐車場事業特別会計予算
- 第 45 号議案 令和 6 年度浜松市公債管理特別会計予算
- 第 46 号議案 令和 6 年度浜松市病院事業会計予算
- 第 47 号議案 令和 6 年度浜松市水道事業会計予算
- 第 48 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計予算

第 34 号議案から第 48 号議案までの予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 49 号議案 浜松市固定資産評価審査委員会条例及び浜松市建築審査会条例の一部改正について

この条例は、行政運営の効率化を図るため、署名の見直しを行うものであります。

- 第 50 号議案 浜松市印鑑条例の一部改正について

この条例は、他の市町との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止に伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 51 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法の別表第 2 が削られること等に伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 52 号議案 浜松市浜北文化センター条例の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市浜北文化センターの利用料金の見直しを行うほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 53 号議案 浜松市職員定数条例の一部改正について

この条例は、業務の見直し等に伴い、令和 6 年度における一般職の職員定数を変更するものであります。

- 第 54 号議案 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

- 第 55 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、獣医師である職員に対する初任給調整手当の新設をするとともに、通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例の期間を延長するものであります。

- 第 56 号議案 浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当並びに給与に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるようにするほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 57 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めるとともに、租税特別措置法の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業の認定申請に係る規定を削るほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可の申請に係る手数料の額の改定その他所要の整備を行うものであります。

- 第 58 号議案 浜松市手数料条例及び浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

この条例は、介護保険法の一部改正による指定介護療養型医療施設の廃止に係る経過期間の終了に伴い、指定介護療養型医療施設に関する規定を削除するものであります。

- 第 59 号議案 浜松市根洗学園条例及び浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正について

この条例は、児童福祉法の一部改正による児童発達支援の類型の一元化に伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 60 号議案 浜松市介護保険条例の一部改正について

この条例は、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における介護保険の保険料率を定めるものであります。

- 第 61 号議案 浜松市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の報告に関する条例の一部改正について

この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴

い、引用条項の整備を行うものであります。

- 第 62 号議案 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について

この条例は、家庭ごみ有料化制度の導入に伴い、家庭系廃棄物の処分に関する手数料を新設するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 63 号議案 村櫛漁港管理条例及び浜松市風致地区条例の一部改正について

この条例は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めるものであります。

- 第 64 号議案 浜松市道路占用料等徴収条例の一部改正について

この条例は、道路法施行令の一部改正を踏まえ、市の管理する道路の占用料の改定を行うものであります。

- 第 65 号議案 浜松市水道事業給水条例の一部改正について

この条例は、水道法の一部改正に伴い、引用する省令を変更するものであります。

- 第 66 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、通勤による環境への負荷の低減を図るための通勤手当の特例の期間を延長するものであります。

- 第 67 号議案 浜松市教育センター条例の一部改正について

この条例は、令和 6 年度の組織改正に伴い、浜松市教育センターで行っている事業を追加するほか所要の整備を行うものであります。

- 第 68 号議案 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として制定するものであります。

- 第 69 号議案 包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市